

第1回おいらせ町男女共同参画推進会議

日時：令和5年8月17日（木）14：00～

場所：本庁舎2階 庁議室

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 町長挨拶
- 4 委員の紹介
- 5 組織会
 - (1) 会長及び副会長の選任について
- 6 案 件
 - (1) 第4次おいらせ町男女共同参画プラン策定方針について
 - (2) 策定作業スケジュールについて
 - (3) 第4次おいらせ町男女共同参画プランの基本的考え方について
 - ①国・県の男女共同参画計画について
 - ②目指す姿について
 - ③基本目標について
 - (4) 第3次おいらせ町男女共同参画プラン成果目標の達成状況について
 - (5) 男女共同参画に関する町民アンケート結果について
- 7 その他
- 8 閉 会

おいらせ町男女共同参画推進会議委員

任 期：令和5年8月17日～令和7年8月16日（2年間）

No	条例該当区分	所属等	職名等	氏名
1	教育関係者	青森県立百石高等学校	校長	志村 博
2	学識経験者	おいらせ町人権擁護委員会	委員	柏崎 尚生
3	学識経験者	NPO法人青森県男女共同参画 研究所	顧問	田中 弘子
4	介護・DV関係	社会福祉協議会	事務局長	下田 和樹
5	保育団体関係者	おいらせ町保育会	会長	倉舘 広美
6	保護者代表	おいらせ町連合PTA	会長	成田 聖徳
7	地域コミュニティ 活動関係者	おいらせ町連合町内会	副会長	藤ヶ森 利昭
8	商工・企業関係者	おいらせ町商工会	女性部副部長	天間 財子
9	農業関係者	十和田おいらせ農業協同組合	ももいし支店長	小向 武仁

●事務局（政策推進課） 課 長 柏崎 勝徳 課長補佐 川原 真栄子
主 事 三橋 詩音（担当）

【参考】おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抜粋）

（附属機関の設置）

第3条 町長の附属機関として別表第1、教育委員会の附属機関として別表第2及び町長及び教育委員会の附属機関として別表第3に掲げる附属機関を設置するものとし、附属機関の所掌事項、委員の定数、委員の構成、委員の任期、会長等の選任方法及び庶務担当課は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関の委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等）

第5条 附属機関に、会長等を置く。

2 会長等は、会務を総括し、附属機関を代表する。

3 附属機関に、会長職務代理者、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置くことができる。

4 副会長等は、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（会議）

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集し、会長等がその会議の議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、執行機関が附属機関の委員に対し委嘱を行うときの附属機関の会議は、執行機関が招集する。

3 附属機関の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下単に「委員」という。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決定するところによる。

5 附属機関の会議に、必要に応じ委員以外の者を出席させ、特定の事項に関し説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

（守秘義務）

第11条 委員は、その所掌事項に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

別表第1（第3条関係） 町長の附属機関

附属機関	おいらせ町男女共同参画推進会議
所掌事項	(1) 男女共同参画の推進に係わる協議及び提言をすること。 (2) 男女共同参画に関する調査及び研究をすること。 (3) その他の男女共同参画社会推進に係る必要な事項
委員の定数	12人以内（公募による者を含む）
委員の構成	(1) 町長が必要と認める者
委員の任期	2年
会長等の選任方法	(1) 会長 委員の互選 (2) 副会長 委員の互選
庶務担当課	政策推進課